令和６年度 椎葉村立椎葉中学校　部活動規定

１ 定　義

(1) 部活動は、学校教育活動の一環として行われており、生徒の現在の生活及び将来のためにも役立つものであり、その教育的価値は大である。よって、本校の部活動は、学校運営や生徒の実態を考慮し、学校長の許可を得て活動する。

(2) 本規定は、生徒への教育的配慮並びに安全教育及び部顧問の正常な職務遂行や健康管理面から定めるものである。

２ 目　的

(1) 活動を通じてより高度な技能の伸長を図るとともに、身体的・精神的・社会的な発達を促進させる。

(2) 自主的な活動を通じて、体力・技能の向上及び責任感・忍耐力・協力性・指導性を養う。

(3) 対外試合に学校代表として参加し、練習の成果を競い合うとともに親睦を図り、社会的視野を広めさせる。

３ 方　針

(1) 部活動は、運動部系活動を設ける。なお、部の構成については、学校運営を考慮し、職員会で審議する。

(2) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行うものとし、入部手続等は、４に示す規定に従うものとする。

(3) 学校の全職員が顧問となり、指導または相談役を行う。

(4) 活動の期間は１年とし、常時活動する。

(5) 部顧問会並びに主将会を定期的に開き、部の相互理解と協力に役立てる。

(6) 後援会長会を定期的に開き、各部の後援会組織と連携を密にとり、計画的に運営する。

(7) 生徒数減少のため、新入生の入部状況を見ながら募集停止を行い、統合していく。

４ 入　部

所定の用紙（入部願）により申し込み、保護者の承諾を得て学級担任の確認・顧問の許可を受けるものとする。

５ 退部・転部

原則として途中退部・転部時は、必ず届出をすること。

６ 部活動のあり方

(1) 顧問や学校職員の指示に従い、主将（部長）を中心に学校や部内でのきまりを守り、協力して健全な活動を行う。なお、活動は部顧問または学校職員の指導監督のもとに行い、生徒のみの活動は安全面を考慮し認めない。

(2) 活動は、主将（部長）を中心として、「時を守り、場を清め、礼を尽くす」ように心がけ、全力で取り組む。

(3) 授業や家庭（寮）学習や奉仕活動にも積極的に取り組む。

(4) 体育館内及び部室での飲食は禁止とする。（給水は認めるが、フロアの隅で行う）

(5) 部内や部外での暴力及びこれに類する行為は絶対行ってはならない。

7　活動時間

(1)　活動終了時間を次のように定める。

２月中旬～１０月中旬まで（夏時間）	１８：１０
１０月中旬～２月中旬まで（冬時間）	１８：００

※　２月中旬は３学期定期テスト終了時期、１０月中旬は文化発表会終了時期を目安とする。

※　土曜日、日曜日、祝祭日、長期休業日の練習は、それぞれの部の計画による。

(2)　定期テストは３日前から、活動を停止する。尚、その期間に大会に出場する場合には、職員の了解を得て特別の措置をとることができる。

(3)　休日設定の在り方ついて（令和元年度１月より完全実施）

①　家庭の日（第３日曜日）は部活動を原則休みとする。

※　大会に参加する場合等、学校長が認めた活動は可とする。また、その場合には、その週の他の曜日で休養日を設ける。

②　週２日の休養日を必ず設定する。（平日１日、土日で１日を原則とする。）

※　平日の休養日を毎週木曜日に設定する。土日はいずれか１日を休養日とする。

※　土日に連続する大会等が行われる場合は翌週の平日に必ず設定する。